

文京区景観計画（案）

平成24年11月

目 次

はじめに	1
(1) 本計画における「景観」とは.....	1
(2) 景観計画策定の背景.....	3
(3) 景観行政団体への移行の意義.....	3
(4) 景観計画の区域.....	4
(5) 景観計画の位置付け.....	4
第1章 文京区の景観の特性	5
1－1 文京区の景観特性	6
(1) 地形.....	7
(2) 歴史・文化.....	8
(3) まちのまとまり.....	11
(4) 骨格.....	18
(5) 拠点.....	21
(6) 縁.....	22
(7) 活動.....	25
第2章 景観づくりの目標と基本方針	27
2－1 「景観特性」を生かした景観づくり	27
2－2 景観づくりの目標	28
2－3 景観づくりの基本方針	29
第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準	39
3－1 景観形成基準の考え方	39
3－2 景観形成基準	41
(1) 景観形成基準.....	41
(2) 景観特性基準の適用.....	77
(3) 色彩基準.....	78
3－3 建築物等の規制・誘導の仕組み	88

第4章 公共施設における先導的な景観づくり	91
4-1 公共施設における先導的な景観づくり	91
4-2 公共施設の整備に関する景観づくりの方針	91
4-3 景観重要公共施設の整備に関する事項	93
(1) 景観重要道路	93
(2) 景観重要河川	94
(3) 景観重要都市公園	95
第5章 景観資源の保全	97
5-1 景観重要建造物の指定方針	97
5-2 景観重要樹木の指定方針	97
第6章 屋外広告物の表示等に関する方針	99
6-1 景観計画区域内における屋外広告物の表示に関する基本方針	99
6-2 ガイドラインに基づく屋外広告物の協議・誘導	101
第7章 景観形成の推進	103
7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり	103
7-2 景観づくりの推進体制	104
(1) (仮称)文京区景観づくり条例の制定	104
(2) (仮称)文京区景観づくり審議会の設置	104
(3) 建築行為等の協議体制	104
(4) 庁内の推進体制	105
(5) 東京都及び隣接区との連携	105
7-3 計画の見直し	107
7-4 景観づくりの推進施策	107
資料編	109

はじめに

(1) 本計画における「景観」とは

景観とは、建物や看板、木々の縁など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。公共建築物や公園、道路などの公共施設だけではなく、個人の敷地内に建つ建物の外観や外構、門や塀、樹木など、私たちが日常生活で見ることができるものは重要な要素です。

また、景観が形成される背景には、江戸時代の町割りを継承した高台の住宅地等の地域で培われた歴史や、下町風情あるまち等で見ることができる固有の文化があります。

さらに、公園で子ども達が楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。

景観は、これらの積み重ねによってつくり上げられてきたものをいいます。



良好な景観づくりとは、だれもが心地良さを感じることができるまちを形成していくことだと考えます。区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資産、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民等*が誇ることができる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかなければならぬものです。区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことで、心豊かな生活環境がつくれるとともに、地域の個性が育まれ、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちが形成されます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民等、建築行為等を行う事業者*、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくことが必要です。そこで、「文京区景観計画」を策定し、区の魅力を生かした良好な景観づくりの実現に向け、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働して景観づくりに取り組んでいくものです。



図は-2 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働

* 区民

区内に住む人、働く人、学ぶ人をいう。

* 区民等

区民、区内の土地又は建築物又は工作物に関する権利を有する個人又は法人、区内において「建築行為等を行う事業者」で定める事業活動以外の事業活動を行う個人又は法人、地域活動団体（地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体）、非営利活動団体（公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるもの）をいう。

* 建築行為等を行う事業者

区内において、建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、広告物の表示等（以下「建築行為等」という。）の事業主、代理人、設計者及び施工者その他建築行為等の事業活動を行うもの

（2）景観計画策定の背景

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）、文京区景観条例（平成11年）及び景観ガイドライン（平成12年）などに基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間に1,172件の協議を行い、調和のとれた景観の形成を誘導してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区内に区内の特色ある景観を再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

一方、我が国では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしたがい、人々の価値観が量的充実から質的充実へと変化してきたことや、諸外国の美しいまち並みへの関心の高まりなどから、我が国においても、これまであまり尊重されなかった景観を見直そうという気運が高まり、平成16年に景観法が制定されました。景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられました。

そこで、区では、平成23年に都市マスタープランを改定し、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、景観法に基づく景観行政団体への移行によって、体系的な景観まちづくりを進めることを定めました。

（3）景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義

景観法では、法に基づく景観行政を実施する主体として景観行政団体が位置付けられました。景観行政団体になることにより、建築行為等について法に基づく規制等を行うことが可能となります。文京区は景観行政団体へ移行し、景観形成をさらに推進していきます。

①区の魅力を生かした景観形成を推進する

景観法に基づく文京区独自の景観計画を策定し、区の特性に応じた景観形成基準を定めることにより、法に基づく実効性を確保した上で、これまで以上に区の魅力を生かしたきめ細かな景観形成を推進します。

坂道や歴史・文化的資産、緑など、区の景観を特徴付ける要素が見られる場所においては、それらをより魅力あるものとするため、特に配慮・貢献すべき基準を定めます。さらに、重点的に景観形成を推進する地区を選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を生かした景観を創出していきます。

②区民等や建築行為等を行う事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が

行う景観行政がそれぞれに行われているため、地区や建築物の規模によっては、協議や手続きの窓口が区と都に分かれていることから、区民等や建築行為等を行う事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都との協議を経て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化*を図ります。

③区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することにより、先導的に景観形成を推進していきます。

また、本計画に位置付ける様々な景観施策を通じて、区民等や建築行為等を行う事業者に対し、景観に関する意識・関心を高めたり、主体的に景観づくりに取り組むよう支援したりすることで、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による積極的な景観づくりを推進していきます。

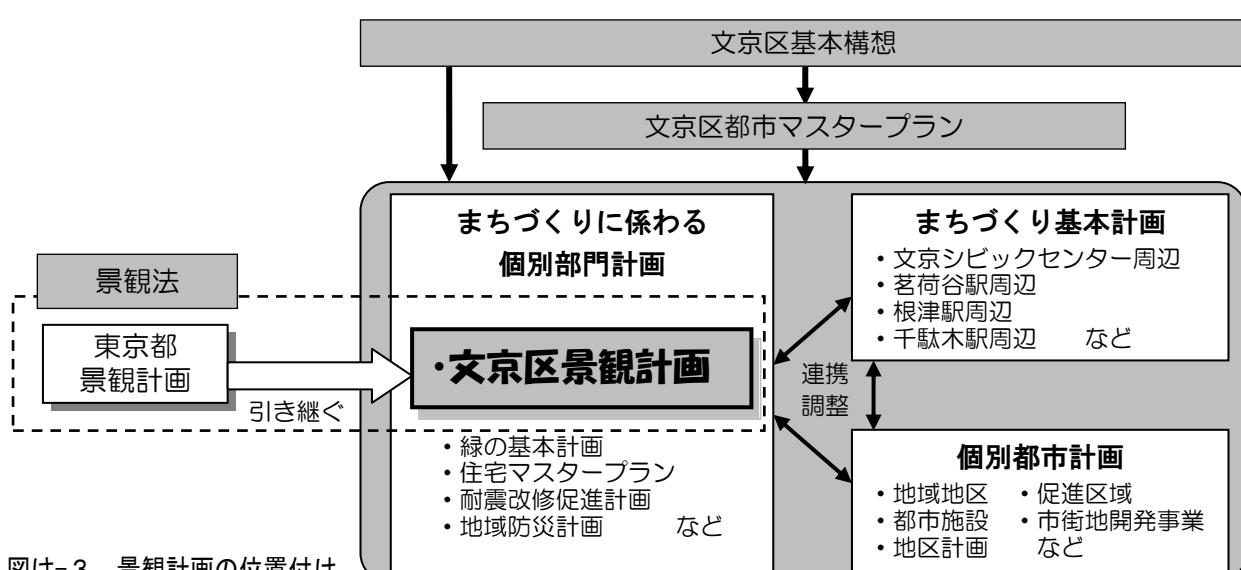
(4) 景観計画の区域

文京区では、区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

5) 景観計画の位置付け

文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスターplanに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

文京区景観計画の策定に当たっては、東京都景観計画を引き継ぐとともに文京区景観基本計画や文京区景観ガイドラインなど、区がこれまで独自に運用してきた景観施策を反映します。



図は-3 景観計画の位置付け

* 東京都景観条例第20条に定める事前協議を行う建築物は除く。

第1章 文京区の景観の特性

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、主に関口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の台地と、神田川や千川などの河川の浸食によってできた低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しており、台地と低地の間にできた多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、区内には、各所に点在している寺社や史跡などの歴史・文化的な資産、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、尾根道や谷に配置された幹線道路や神田川、多くの人々で賑わう拠点、斜面地の樹林や豊かな湧水などを用いた池を中心とした大規模な庭園等の緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、「文京区らしい景観」を構成しています。

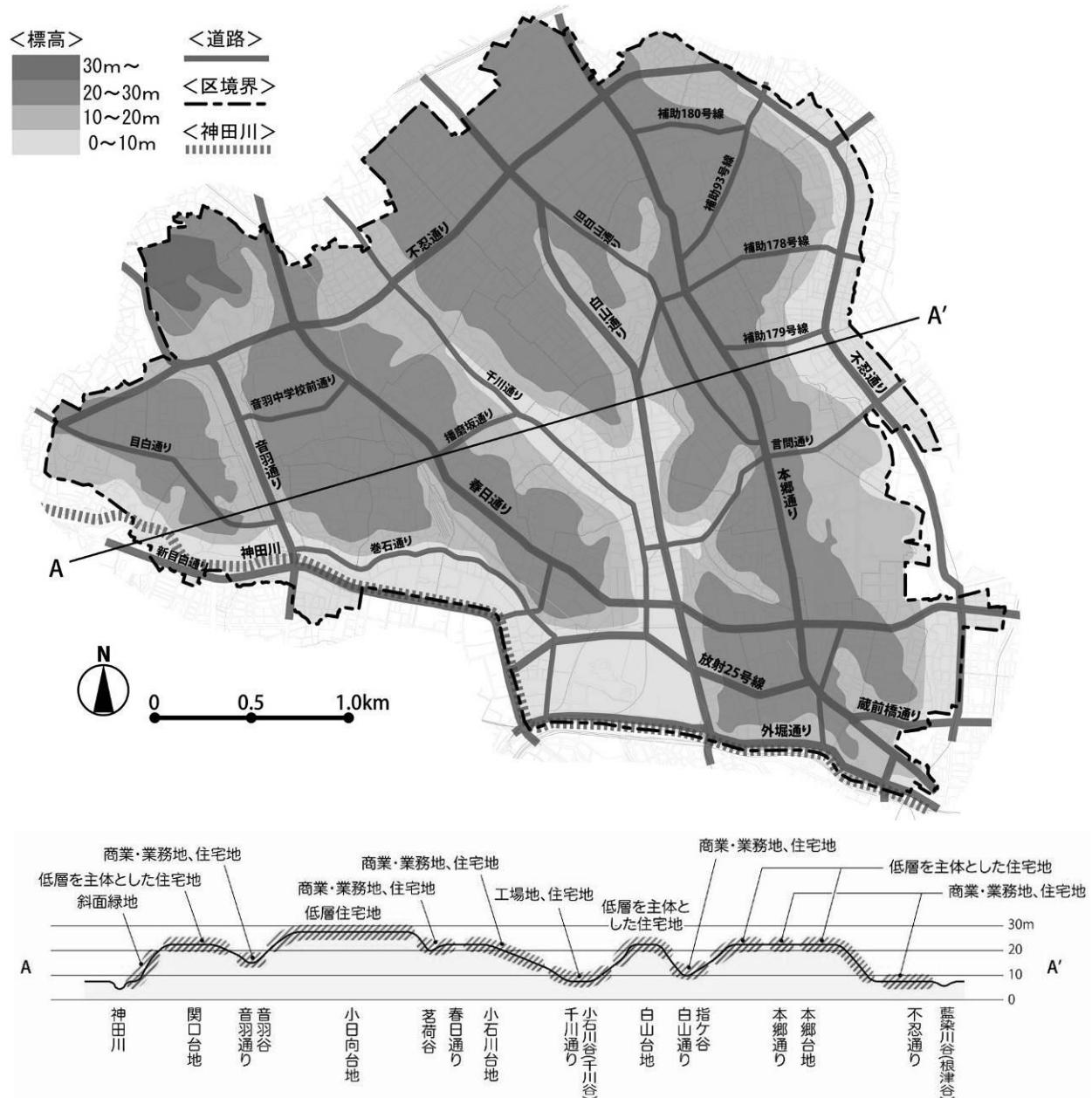


図1-1 文京区の地形

1－1 文京区の景観特性

本章では、このような「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理し、それぞれの特徴と課題を明らかにします。

文京区の景観特性

(1) 地 形

起伏に富んだ地形を象徴する坂道

(2) 歴史・文化

地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産
まちを彩る季節の風物

(3) まちのまとまり

個性溢れるまちのまとまり

(4) 骨 格

都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

(5) 拠 点

多くの人々で賑わう拠点

(6) 緑

大規模な緑のまとまり
憩いの空間となる公園

(7) 活 動

人の活動

(1) 地形

起伏に富んだ地形を象徴する坂道

文京区は台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しています。歴史を感じさせる石積擁壁や崖、高台から見るまち並み、斜面緑地など、地形の起伏がつくり出す特徴的な景観を見ることができます。中でも、区内には多くの坂道が存在し、勾配の緩急や延長、幅員、形状などによって多様な景観を見る事ができ、区民の生活と密接に結びついてきました。

坂道のある風景や坂道を移動するにつれて変化する景色、坂道からの眺望などは、視覚的にも地形の豊かさを感じることができる景観といえます。

＜視点場によって変化する景観＞

坂道では、坂下や坂上など視点場によって、異なる景観を見ることができます。坂下から見上げる際には、台地の低層・中層住宅地を望む場合が多く、坂道を上るにしたがい視界が開けます。また、坂上から見下ろす際には、低地の幹線道路方面を望む場合が多く、遠景には高層建築物が幾重にも重なって見えるなど、見る場所によって異なる景観を楽しめてくれます。



坂上から見下ろす景観
(梨木坂 本郷)

＜歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の縁＞

沿道の建物や擁壁、敷地内の縁、路面の仕上げなどは、坂道の景観を構成する重要な要素です。季節を感じることができる緑豊かな坂道では、心が安らぐ景観が形成されています。また、緑化が施された擁壁や石積擁壁、歴史的な建物や史跡などがある坂道では、歴史や懐かしさを感じさせる景観が形成されています。



石積みの擁壁
(藪下通り脇の坂道 千駄木)

＜アイストップ＞

坂道では、視線の先に見えるものにより受ける印象が大きく異なります。例えば寺社や豊かな緑といったランドマークとなる建造物などが見える場合、それらがアイストップとなり、坂道の景観をより印象深いものとしています。近年では、東京スカイツリーが見える坂道もあります。



アイストップに緑がある
(善光寺坂 小石川)

景観形成上の課題

＜圧迫感を感じさせる擁壁＞

- ・坂道に面する敷地では、擁壁を設ける場合が多くあります。急な勾配の坂道では高い擁壁が、大規模な敷地では横方向に長大な擁壁が現れる場合があります。単調で表情のない仕上げであることによって周辺に与える圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。

＜路面の色彩＞

- ・坂道では、安全性に配慮して路面を塗装している箇所がありますが、周辺の景観を阻害しないような工夫が必要です。

（2）歴史・文化

地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産

区内には、六義園や小石川後楽園など、国の文化財として指定されている日本でも有数の大名庭園が残されています。また、江戸時代や明治・大正・昭和初期につくられ今に至る歴史の深い建造物、由緒ある寺社仏閣や邸宅、商家など、区民の身近なところにも、歴史や文化を物語る建造物等が数多く分布しています。

こうした地域の歴史や文化を象徴する歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。

＜歴史・文化を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観＞

六義園や小石川後楽園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、根津神社、湯島天満宮など、区内には文化財としての価値が高く評価されている建造物や、歴史や文化を感じさせる佇まいを持つ寺社仏閣も数多く存在します。それらは、区の歴史の深さを象徴するとともに、地域の景観のシンボル的な存在となっています。



本郷通りのシンボルとなっている赤門
(東京大学 本郷)

<生活の中に息づく歴史・文化の面影>

住宅地や商店街の一角に、明治期から昭和初期にかけて建てられた瀟洒な邸宅や古くからある木造建物が残されており、文人ゆかりの史跡などが多く残されています。区民生活の身近な場所に、多くの歴史や文化の面影を残しています。



菊坂にある旧伊勢屋質店の土蔵
(本郷)

<門、塀などがつくる景観>

建物だけでなく、通り沿いの特徴的な門や塀なども、良好な景観を形成する重要な要素のひとつであり、歴史や風格を感じることができます。



重厚感のある門柱
(芦葉家住宅 千駄木)

<歴史・文化的資産の敷地内の緑>

護国寺や吉祥寺などの大規模な寺社の敷地内には、丁寧に管理され、季節を感じさせる豊かな樹木が多く残されており、遠くからも視認できる緑のまとまりが形成されています。

また、古くからの邸宅等の比較的小規模な敷地でも、高木が残っている場合が多く、敷地内の緑によって潤いのある景観が形成されています。



敷地内の緑によって潤いのある
景観が形成されている
(橋本家住宅 西片)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた周辺建物>

- 歴史・文化的資産に隣接した建物の中には、配管や室外機などの設備を歴史・文化的資産に向けて設置しているものがあります。歴史・文化的資産が、庭園や散策路など一般の方が利用できる外部空間を有している場合には、当該空間から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

<歴史・文化的資産の併まいと調和しない意匠の建物>

- 歴史・文化的資産の周辺では、大規模な建築物の長大で無表情な壁面が与える圧迫感を軽減させるような意匠等の工夫が求められます。

<屋外広告物>

- 歴史・文化的資産の敷地周辺で、派手な色彩の広告物が設置されている箇所があり、歴史・文化的資産との調和に配慮することが求められます。

まちを彩る季節の風物

文京区では「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭や縁日など、季節に合わせて四季折々の花や紅葉などを楽しめる様々な行事が行われています。開催時期には区民だけではなく、広域から多くの人が集まり、その時期でしか見ることができない景観を楽しんでいます。

こうした季節の風物は、地域固有の歴史や文化を物語るものであるとともに、まちを彩る重要な要素です。

<四季折々の花がつくる景観>

播磨坂の「さくらまつり」をはじめ、根津神社の「つつじまつり」、白山神社の「あじさいまつり」、湯島天満宮の「菊まつり」「梅まつり」は、「文京花の五大まつり」として親しまれ、四季折々の花がつくる潤いある景観を見ることができます。



さくらまつり
(播磨坂 小石川)



つつじまつり
(根津神社 根津)



あじさいまつり
(白山神社 白山)



菊まつり
(湯島天満宮 湯島)



梅まつり
(湯島天満宮 湯島)

<例祭や縁日がつくる景観>

古くからある寺社仏閣などでは、例祭や縁日なども盛んに行われています。多くの人に担がれた御神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる人々の様子は、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観です。



根津神社の例大祭
(根津)



朝顔・ほおづき市
(傳通院、源覚寺 小石川)

景観形成上の課題

＜配慮を欠いた建物＞

- ・祭りの会場となる寺社等の敷地の周辺に立地し、草花の背景として見える建物については、配管や室外機などの設備が祭りの会場から見えないよう、配慮が求められます。

(3) まちのまとまり

個性溢れるまちのまとまり

区内では、江戸時代の町割りを継承した良好な低層住宅地や、庶民のまちとして親しまれてきた下町風情のあるまち、印刷・製本関連の事業所が集積するまちなど、個性溢れるまちのまとまりが形成されています。

歴史・文化に培われた風格ある住宅地

江戸時代の町割りを継承した高台の良好な住宅地である小日向、明治時代に阿部家により開発された西片町、大正時代に岩崎家により開発された大和郷など、計画的に開発された住宅地や、当時のまちの構成のまま継承されている低層住宅地が幾つも見ることができます。また、歴史ある建物が残る地域もあり、歴史・文化に培われた風格のある住宅地の景観が形成されています。

＜江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成＞

小日向は、細い路地に囲まれた短冊状の街区など、江戸時代末期の町割りを継承しており、全体的に道路幅員が狭く、T字路や屈曲した道路が多い、独特の空間が形成されています。また、西片は、比較的幅員の広い道路に囲まれた街区が形成されており、それに歴史と風格を感じさせる個性ある景観が形成されています。



緩やかな曲線状の道路と
緑豊かな戸建住宅（小日向）

＜歴史・文化の趣を感じさせる住宅地＞

江戸から昭和初期にかけての歴史ある建築物が見られる住宅地があります。そうした住宅地では、地域の歴史や文化を感じることができ、趣のある景観が形成されています。



歴史ある建築物が残り趣のある景観が形成されている
(西片)

<緑豊かな住宅地の景観>

樹木や生垣、彩り豊かな花々などをしつらえている住宅が多いため、緑豊かで潤いのある住宅地の景観が形成されています。小日向には、道路に面して高木等豊富な緑を配置している住宅が多く、全体としてゆとりと豊かさを醸し出しています。



石積みの塀と豊かな植栽を
施した集合住宅（小日向）

<外壁や外構の工夫により調和のとれた景観>

外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所があります。西片では、近接する住宅の外壁や塀の意匠・素材・色彩などに統一感が感じられる箇所があり、良好な景観を形成しています。



意匠等が調和している外壁や塀
(西片)

景観形成上の課題

<圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀>

- ・住宅地では、表情のない高いコンクリート塀や老朽化した単調なブロック塀などによって、圧迫感のある閉鎖的な印象を与えないような配慮が求められます。

<駐車場によりまち並みの連続性が分断>

- ・賃貸駐車場や戸建て住宅の駐車スペースにおいて、植栽による目隠し等の工夫が見られず、道路から見て自動車がむき出しになっている箇所があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性が分断されないような配慮が求められます。

<多様な形態・意匠の住宅が立地>

- ・外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所がところどころには見ることができるもの、戸建て住宅や低層集合住宅、和風や洋風、新しいものや古いもの、歴史性を感じるものからハウスメーカーの建売住宅など、多種多様な建物が共存しているため、住宅の意匠・素材・色彩などが不揃いで、統一感に欠けた景観となっている場所もあります。

下町風情あるまち

根津神社の門前町として栄えた根津や文化人ゆかりの地として名高い千駄木の一部は、江戸時代から「庶民のまち」として賑わい、戦災による焼失を免れた地域であるため、表通り・横丁・裏通り・路地などの江戸時代から継承されてきた町割りや、路地を中心とした地域住民の交流、格子や植栽などの特徴的な住宅のしつらえなど、下町風情ある景観が形成されています。

<下町風情を醸し出す緑や木造住宅>

路地では、敷地内に丁寧に手入れされた緑が豊富な住宅や、趣ある木造住宅を多く見ることができます。また、格子や庇、引き戸などをしつらえた建物や木造風建物なども、下町風情を醸し出し、特徴的な景観を見ることができます。



緑豊かな住宅が連なる
下町風情ある路地（根津）



周辺と調和する木造風建物
(根津)

景観形成上の課題

<下町風情ある景観の保全>

- 根津や千駄木では、古くからある木造の建物も多く、中には更新が求められる建物も存在します。また、不忍通りの沿道やその周辺において、商業系の用途地域に指定されている地域が多くあります。そのため、共同化等による大規模建築物の建設や、新しい戸建て住宅が建設される場合であっても、下町風情が失われることのないよう配慮が求められます。

<維持管理の行き届かない老朽住宅>

- 木造住宅は、下町風情を感じさせる要素のひとつですが、維持管理が行き届かず、老朽化が進んでいるものも見られます。良好な景観を形成するためには、建物の適切な維持管理が求められます。

<路地空間のブロック塀>

- 建物によっては、道路と敷地の境界にブロック塀が設置されている箇所があります。幅員が狭い路地空間では、ブロック塀等の無機質で単調な塀を連続して設置しない等、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような工夫が必要です。

地場産業が集積したまち

千川通り周辺や水道には、印刷・製本関連の事業所が建ち並ぶ景観を見ることができます。

＜地場産業がつくる景観＞

印刷・製本関連の事業所が建ち並び、地域の個性的な景観となっています。



地場産業の集積
(千石)



働く様子も景観のひとつとなっている
(白山)

景観形成上の課題

＜安全で快適な歩行空間の形成＞

- 地区特有の個性的な景観が形成されていますが、安全で快適な歩行空間を形成する必要があります。

寺社が集まる寺町

本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部には、多くの寺社が集積しています。江戸時代の「明暦の大火（1657年）」後に、防火対策の一環として江戸城近くにあった寺社を周辺地に移す対策が講じられ、多くの寺社がこの地に移転してきたことで、寺町として発展してきました。戦災によってほとんどの寺社が焼失しましたが、戦後に再建され、境内の豊かな緑と相まって、閑静で落ち着いたある寺町の景観を形成しています。

＜奥行きを感じさせる景観＞

寺町ならではの景観として、山門や鳥居から伸びた参道や、奥に佇む本堂など、奥行きを感じさせる落ち着いた景観を形成しています。



奥行きを感じさせる入口
(左：天祖神社 本駒込 ／ 右：常德寺 本駒込)

<重厚な寺社の建造物>

瓦で葺かれた本堂の屋根や
山門、自然石を用いた門柱、
風合いのある鳥居、落ち着き
のある建造物の色彩など、歴史
を感じさせる重厚な建造物が
随所に見られ、身近に歴史・
文化に触れることができます。



重厚な門構え
(吉祥寺 本駒込)



本堂のどっしりとした瓦屋根
(浩妙寺 向丘)

<縁の創出>

寺社の敷地内にある年輪を重ねた大きな樹木は、周辺からも見ることができ、潤いのある景観を形成しています。



周辺からも見ることができる寺社の縁
(左：瑞泰寺 本駒込 ／ 右：海藏寺 向丘)

景観形成上の課題

<閉鎖的な外構>

- 寺社は周辺に比べて敷地が広いため、設けられる塀も長く高いものになっています。万年塀やブロック塀のような無機質な壁面が連続する場所では、閉鎖的で圧迫感がある単調な空間とならないよう、工夫が求められます。

<配慮を欠いた周辺建物>

- 幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に背を向けた配置となっているものや、配管設備や非常階段がむき出しになっていたり、開口部が極端に少なかつたりするものが見られます。寺社の周辺では、寺社からの見え方に配慮することが求められます。

<寺町の佇まいと調和しない意匠の建物>

- 寺社の周辺に現代的な意匠の建物が建てられている箇所が見られます。歴史ある佇まいを感じさせる寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう、意匠等の工夫が求められます。

<景観を形成する要素として十分に生かされていない>

- 幹線道路沿いにある寺社は、山門の両脇に高層建物等が建ち並び、通りからの視認性が低い状況が見られます。このように、寺社の存在が十分に認識されない状況もあるため、景観を形成する要素として十分に生かすような工夫が求められます。

賑わいのある商店街

住民の日常生活に密着したサービスを提供している商店街では、生活感が溢れた賑わいのある景観が形成されます。

<地域に即した商店街の形成>

区内には多くの商店街があり、景観も様々です。中には歴史ある建築物が残され、活用されているものなども見られます。



生活用品店が並ぶ商店街
(江戸川橋地蔵通り商店街 関口)



木造3階建ての建物を利用した飲食店(はん亭 根津)

<賑わいの演出>

インターロッキングブロックなどが施された舗装や照明器具、装飾の統一などにより、商店街の賑わいを演出しているところも見られます。



フラッグの統一
(白山下商店会 白山)



舗装整備された商店街
(柳町仲通り商店会 小石川)

景観形成上の課題

<賑わいの連續性が断たれた商店街>

- ・商店街の一角にマンション等が立地する場合は、植栽やオープンスペースのない閉鎖的な外構によって、賑わいやまち並みの連續性を損なわないよう配慮することが求められます。

<看板のデザイン等>

- ・無造作に設置された、派手なデザインののぼり旗や看板などにより、景観を阻害することのないよう配慮、工夫する必要があります。

面的に整備された市街地

本郷、湯島、本駒込、教育の森公園周辺などは、戦災復興や震災復興土地区画整理事業により整備された街区構成を基本とした景観が形成されています。

<整った道路・街区構成>

見通しが良い通りが多く、また、計画的に整備された大規模公園や施設があり、秩序だった緑豊かな景観が形成されています。

教育の森公園周辺では、公園や学校などの大規模敷地も多く、道路沿いの植栽やアイストップとなっている公園の樹木などにより、緑が連続する景観が形成されています。



見通しの良い通りと学生会館敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）



見通しの良い通りと学校敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）

<低中層建築物を主体とした景観>

地区外周部（幹線道路沿い）は高層建物が多いが、地区内は全体的に低中層（2～5階程度）の建物が多く、比較的落ち着いた景観が形成されています。



中層建築物が建ち並ぶ景観
(左：本郷／右：大塚)

景観形成上の課題

<通り等に対して閉鎖的な建物の外壁や外構部>

- ・地区内の建物は敷地いっぱいに建てられるケースが多く公園の向かいに開口部の少ない建物壁面が連続していたり、配管や室外機が設置されている壁面が露出していたりする場合には、景観への配慮が求められます。

<多様な用途や意匠の建物が混在した景観>

- ・事務所ビルや中層の集合住宅、低層の戸建て住宅など、多様な用途や意匠の建物が混在して建てられています。そのため、基盤が整備された市街地ではあるものの、必ずしも建物の意匠や色彩などに統一感のない状況が見られます。

(4) 骨格

都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

幹線道路と神田川は、都市の骨格を形成する主要な要素であり、まちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。幹線道路は、主に中高層の建物が建ち並び、街路樹が連続しているなど、幹線道路ならではの景観が形成されています。神田川は、起伏に富んだ文京区の地形を縁取るように流れており、水と緑によって潤いのある景観が形成されています。

幹線道路

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上に、区内外及び拠点相互を連絡するネットワーク軸として、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた春日通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路や、千川通り、言問通りなどの生活幹線道路があります。道路の形状、沿道の建築物や街路樹などの様々な要素によって、幹線道路ならではの特徴のある景観を形成しています。

<見通しのきく景観>

幹線道路は幅員が広く、音羽通りのような一直線に伸びた道路や、不忍通りのような緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。そうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物等がアイストップとなり、幹線道路の景観を特徴付けています。



護国寺の山門が通りの景観を特徴付いている
(音羽通り 音羽)

<街路樹の景観>

幹線道路沿いには、区の木としても指定されているイチョウをはじめとしてハナミズキやトウカエデなど、多くの街路樹が植えられています。街路樹は緑のネットワークを形成するとともに、春から夏にかけては青々と茂り、秋には黄色に色付くなど、四季が感じられる潤いのある景観をつくり出しています。



街路樹が潤いを与えている
(目白通り 目白台)

<沿道建物の景観>

区内の幹線道路沿道の用途地域は、路線式の商業地域又は近隣商業地域に指定されているため、商業・業務系の土地利用を中心にした商店街が形成されているなど、賑わいのある景観を見ることができます。

また、幹線道路沿道には中高層の建物が数多く建ち並ぶ景観が形成されています。その一方で、本郷通りなど古くからある幹線道路の沿道では、昔ながらの佇まいを見せる建物が残り、新旧の建物が共存した特徴的な景観を形成しています。

景観形成上の課題

<屋外広告物>

- 幹線道路の沿道では、屋外広告物が数多く設置されていますが、華美になり過ぎないよう、周辺の景観との調和に配慮する工夫が求められます。

<幹線道路裏側の景観>

- 中高層化が図られた沿道建物の裏側には低層住宅地が広がります。そうした場所では、中高層の建物が低層住宅地へ圧迫感を与えないような配慮が求められます。
- 建物の裏側に、配管などの設備や非常階段などがむき出しに設置されないような配慮が求められます。

<スカイラインが不揃いな沿道建物>

- 幹線道路沿道の建物の壁面の位置や高さを周辺建物に調和させるなどの配慮が求められます。

<建築物側面の意匠等>

- 隣接する建築物の高さが異なる場合、高い方の建築物の側面が見えてしまうため、側面に配管や非常階段がむき出して設置されている建築物は、雑然とした沿道景観を形成する要因の一つになっていることから、配慮が求められます。
- 幹線道路側に正面を向けた建築物が建ち並ぶ中、開口部等がない無表情な側面を向けた建築物があることで、統一感を欠いた沿道景観となっている箇所もあることから、配慮が必要です。

神田川

緩やかな曲線を描いて流れる神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川です。川と川沿いの縁によって、都市空間の中で自然や潤いを感じることができる景観が形成されています。

＜潤いや安らぎを感じさせる水と緑＞

神田川の護岸の多くは切り立った構造になっているため、親水性を確保することは困難なもの、川沿いに遊歩道が設置されている箇所は、水と豊かな緑が相まって、憩いの空間となっています。

また、川沿いに並木や豊かな緑が見られる箇所の中には、桜並木が整備され、多くの花見客で賑わう箇所もあります。それらの水と緑がつくる空間は、都市の中で自然を強く認識でき、潤いと安らぎを感じさせる景観となっています。



神田川沿いの歩道
(江戸川公園 関口)



お茶の水橋から上流を見た神田川の景観
(湯島)



駒塚橋から見える川沿いの桜
(目白台)



お茶の水橋から下流を見た神田川の景観
(湯島)

景観形成上の課題

＜潤いの少ない景観＞

- ・神田川沿いの一部の区間では、南側に平行して高速道路が建造されていたり、川に背を向けて建物が建てられていたりする箇所があります。また、街路樹や宅地内の緑が見られる箇所もありますが、緑が少ない箇所もあります。そうした箇所では、都市の骨格を形成する主要な要素であることから、潤いが感じられるような工夫が必要です。

(5) 拠点

多くの人々で賑わう拠点

文京区都市マスターplanにおいて位置付けられた地域拠点や生活拠点は、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積していることから、多くの人々が訪れ、活力に満ちています。こうした人々の活動や生活の中心となる箇所では、拠点としてふさわしい賑わいのある景観をつくっていくことが求められます。

<地域拠点>

文京シビックセンター周辺、根津駅・千駄木駅周辺、茗荷谷駅・教育の森公園周辺の地域拠点は、商業施設や事業所などが集積し、人々が集まり、賑わいのある拠点らしい景観を形成しています。

また、観覧車などの大型レジャー施設や、まちの一角に設置されたオープンカフェやポケットパーク、モニュメントなども、まちに潤いやアクセントを与え、個性的なまちかどを演出しています。



シビックセンター周辺
(春日)



根津駅周辺
(根津)



遊園地の施設と
地下鉄丸ノ内線（本郷）



通りと一体となったオープンカフェ
(後楽)

<生活拠点>

山の手地域東部の白山駅周辺と、山の手地域西部の江戸川橋駅周辺の生活拠点は、商店街を中心として、食料品や日用品を求める買い物客で賑わい、生活感が感じられ、活気ある景観を形成しています。



江戸川橋駅周辺
(閔口)



白山駅周辺
(白山)

景観形成上の課題

<拠点として魅力ある景観づくりが求められる駅周辺>

- ・根津駅や白山駅周辺では、地域の活性化の核として、良好で特色のある景観の形成が求められます。

<ゆとりを感じににくい地下鉄駅周辺>

- ・地域拠点や生活拠点周辺は、地下鉄駅が核となっています。地下鉄駅の出入口付近で滞留できるオープンスペースを創出する等、ゆとりを感じさせる景観づくりが求められます。

<魅力を発揮しきれていないまちかど>

- ・石碑等が立ち、歴史の刻まれたまちかどや憩いの空間と成り得るまちかどであっても、人混み等に埋もれている箇所が見られます。その魅力が十分に発揮できるような配慮が求められます。

(6) 緑

大規模な緑のまとまり

区内には、多くの日本庭園（大名庭園）が残されており、なかでも小石川後楽園や六義園などは文化財にも指定されている貴重なものです。また、大学や公園、寺社の境内など、斜面地の樹木や豊かな湧水を用いた池などを中心とした大規模な緑のまとまりが多くあります。

こうした起伏に富んだ地形を生かし、江戸時代から長い年月をかけて形成してきた大規模な緑のまとまりによって潤いのある景観を形成しています。

<斜面緑地や緑のスカイライン>

斜面地にある豊かな緑は、視覚的に立体感のある景観をつくりだしています。また、一部では連続した緑がつくり出す緑のスカイラインを見る能够がある場所もあり、潤いを感じられます。



斜面の緑が連なり形成されたスカイライン
(新江戸川公園 目白台)

<ランドマークとなる緑のまとまり>

小石川植物園や東京大学などの大規模敷地は、ボリューム感のある緑が形成されており、歴史性とも相まって、緑のランドマークとなっています。



ボリューム感のあるまとまった緑
(小石川植物園 白山)

<自然が感じられる景観>

まとまった緑のある敷地では、空も広く、自然が強く感じられる景観を形成しています。



池越しに広がる空
(六義園 本駒込)



遮るもののない広い視界
(目白台運動公園 目白台)

<緑視率の高い景観>

敷地内にあるまとまった緑が、塀越しに見えたり、透過性のある塀などにより敷地外からも緑を感じたりすることができ、潤いのある緑視率の高い景観となっています。



煉瓦塀から歩道に溢れる緑
(東京大学 本郷)



敷地内の緑も見通せる透過性のある塀
(国際仏教学大学院大学 春日)

景観形成上の課題

<閉鎖的な大規模敷地の塀>

- ・敷地境界に長大で単調なブロック塀等が設置される場合には、閉鎖的な印象を与えないよう、身近に緑を感じられるような工夫が求められます。

<植栽の乏しい周辺建物>

- ・公園や庭園など大規模な緑のまとまりの周辺では、接道部に植栽を設けるなど、緑の連続性が分断されないように配慮することが求められます。

憩いの空間となる公園

区内には、住宅地の一角にある小さな公園や、サッカーやテニスの楽しめる大きな運動公園、平坦な公園や地形の特徴を生かした高低差のある公園があります。また、関東大震災の復興の際につくられた公園や大名庭園の名残を残す歴史的な公園など、多種多様な公園があります。

公園は、緑が多く季節の花が楽しめるなど、四季の移り変わりが感じられる場所であるとともに、区民の身近な憩いの空間となっています。

<親しみの持てる樹木や遊具>

区民が日常的に利用する公園には、木陰をつくる樹木や遊具などがあり、そこで憩い、遊ぶ人々が織り成す親しみの持てる景観が広がっています。



木陰をつくる樹木と遊具
(左：久堅公園 小石川 ／ 右：西片公園 西片)

<斜面を生かした景観>

斜面に立地する公園は、地形の変化に富んでおり、立体的で奥行き感のある景観を形成しています。



立体感のある斜面の緑
(左：清和公園 本郷 ／ 右：江戸川公園 関口)

<公園からの眺望>

台地など高台の開けた場所からは、低地の建物や緑を見下ろすことができ、区内のまち並みを一望することができます。



斜面地に建つ住宅の屋根の連なりを一望
(小日向公園 小日向)

景観形成上の課題

＜閉塞感や薄暗さを生む塀＞

- 公園の立地や隣接する建物への配慮などから、外周を塀等で囲っている場合、塀の仕上げや木立との位置関係などが、図らずも、閉塞感や薄暗さを生んでいる場合があることから、公園の景観に配慮することが求められます。

＜植栽の乏しい周辺建物＞

- 公園の周辺の敷地では、接道部に植栽するなどにより、公園の緑との連続性を図る必要があります。

＜配慮を欠いた周辺建物＞

- 公園に隣接した建物等では、配管や室外機などを公園に向けて設置しているものが見られます。公園内から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

（7）活動

人の活動

区内では、「文の京ロード・サポート」や町会などによる美化活動をはじめ、地域資源のマップづくりや歴史・文化的な建物の保全・活用の支援、一人ひとりが行う宅地内の植栽など、文京区の景観づくりに貢献する活動が、区民等の手によって各所で行われています。

＜区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出＞

地域住民や民間企業、NPO等により、道路や公園の清掃活動が盛んに行われており、公共空間の清潔感のある景観が維持されています。



町会が行う公園の清掃活動
(須藤公園清掃活動 千駄木)

＜敷地前面を利用した花等による演出＞

樹木や鉢植え、草花などをしつらえることにより、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした区民等一人ひとりの小さな取組や工夫が、通りを歩く人にも安らぎを与え、生活感の感じられる生き生きとした景観をつくり出しています。



敷地内の空いたスペースに
草花を飾り演出 (湯島)

景観形成上の課題

＜落書き＞

- 塀等への落書きによって景観を損ねている場所があり、改善が求められます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの景観特性が相互に結びついて存在することで形成されています。

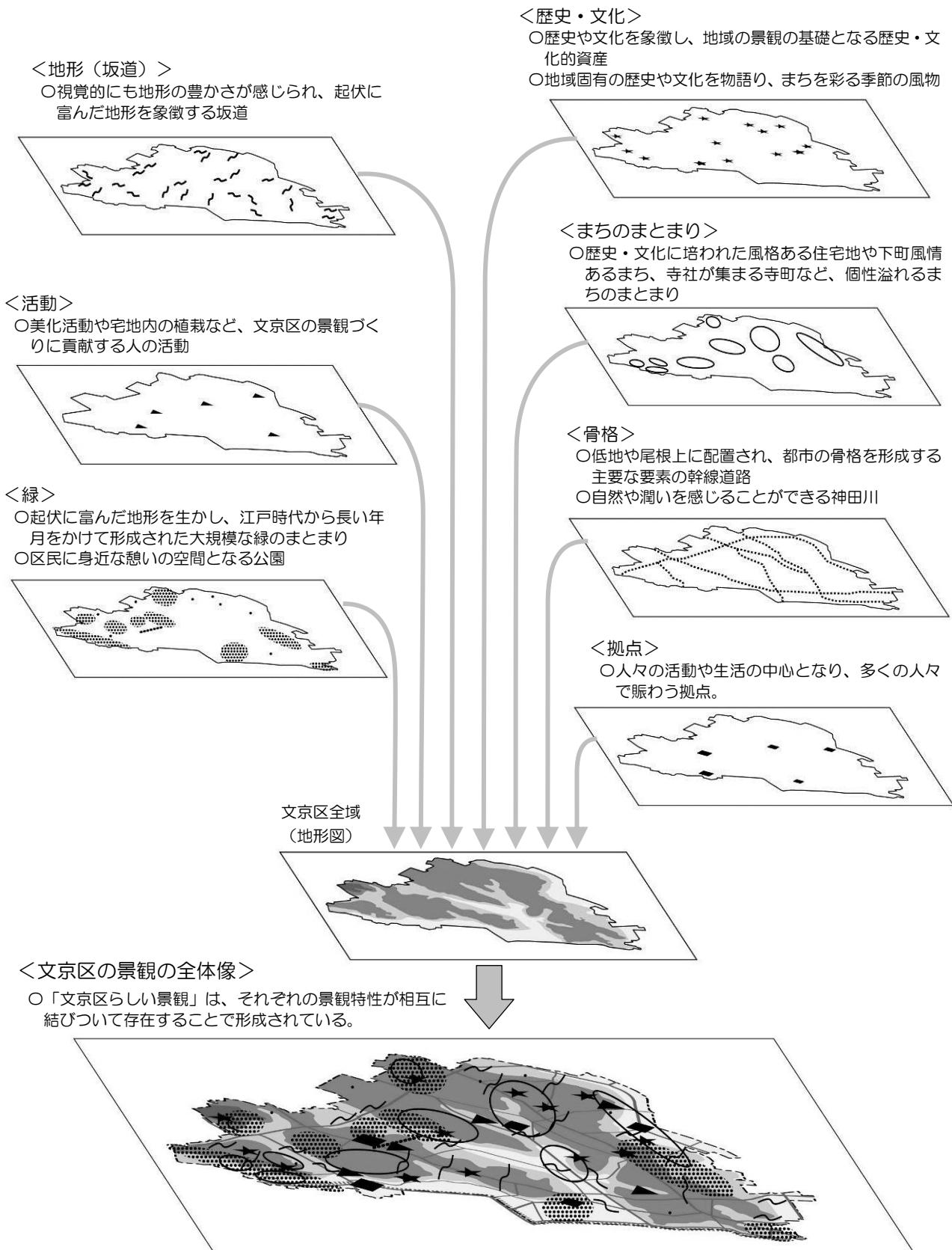


図1-2 文京区の景観の全体像

第2章 景観づくりの目標と基本方針

2-1 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産、寺町や下町風情あるまちなどの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や河川、多くの人が訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの「景観特性」が相互に結びついて存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を生かした景観形成を推進していくことによって、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史・文化的資産、緑などの多様な「景観特性」を生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。

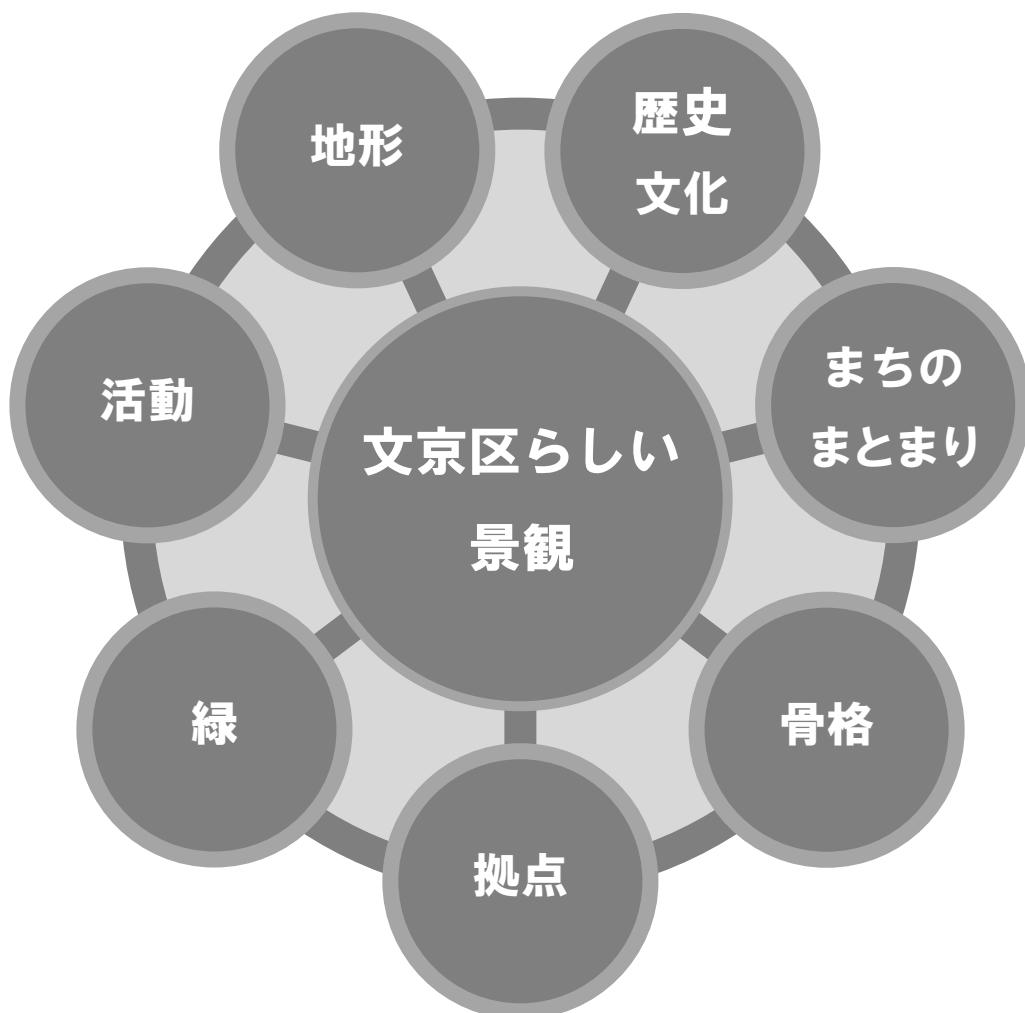


図2-1 「景観特性」と「文京区らしい景観」

2-2 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標等を踏まえ、景観づくりの目標を以下のように設定します。

～協働で取り組む～

「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、

文京区らしい魅力溢れる景観づくり

○「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- ・文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、それらを生かした魅力溢れる「文京区らしい景観」づくりを行っていきます。

○だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- ・子どもから高齢者まで、だれもが心地よく暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

○区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- ・良好な景観は、区民等・建築行為等を行う事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働の視点を重視していきます。

2-3 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定めます。（景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。）



基本方針1：起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める

①地形によって縁取られるまちの特徴を尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきたため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちが形成されています。その特徴を尊重することが、まちの景観の魅力を向上させることにつながります。

②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称が付けられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて景観が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。



鎧坂（本郷）

③斜面緑地や石積擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にする

区内に数多く立地する崖地に残された斜面緑地、坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を感じさせる重要な要素です。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような起伏に富んだ地形やまちの歴史を感じさせる要素を、安全性に配慮しながら景観づくりに生かすことにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

④地形の脈絡を感じさせる景観を大切にする

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が景観を変化に富んだものにしています。また、坂道を上るにしたがって開ける視界や高台から見るまち並みも、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承された地形の脈絡を感じさせる景観を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

⑤アイストップとなる要素を大切にし、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしています。このようなアイストップとなる要素を大切にし、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

基本方針2：歴史・文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする

①歴史・文化的資産を生かし、地域の個性を大切にした景観形成を図る

区内には、文化財をはじめ、寺社仏閣、歴史の深い建造物などが数多く残されています。これらはまちの歴史や文化を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史・文化的資産を生かし、それらと周辺建物等を調和させることにより、地域の個性を大切にした景観形成を図ります。



地域のシンボルとなっている護国寺（大塚）

②施設の名称や地名などから喚起される歴史・文化のイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地であり、文人ゆかりの史跡なども歴史・文化的資産のひとつです。また、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切にした景観形成を図ります。

③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門・塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により地域のイメージが形成されています。また、寺社や歴史を感じさせる建造物の門や塀、装飾、旧家の庇・瓦、豊かな樹木なども風物を印象付ける要素のひとつです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。



歴史を感じる東大のレンガ塀（本郷）

④歴史・文化的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後楽園をはじめとした大名庭園や規模の大きな寺社などが数多くあり、その敷地内から周辺を望む景観は、地域の歴史や文化を感じさせる区の景観特性のひとつです。こうした歴史・文化的資産からの見え方に配慮し、歴史・文化的資産と周辺の建物等が調和した景観をつくります。

基本方針3：まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する

①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、縁も多く、歴史・文化に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連續性を維持・創出することなどに配慮しながら、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。



戸建て住宅が建ち並ぶ景観（西片）

②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町風情ある景観を育成する

根津などの下町風情あるまちは、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった特徴的な街路構成を形成しています。街区の奥に展開する路地や手入れされた縁、格子のしつらえなどは、下町風情が特に感じられるもののひとつでもあります。このような江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージ等を生かしながら下町風情ある景観形成を図ります。



下町風情の感じられる景観（根津）

③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部には、江戸時代の「明暦の大火」後の寺社の集団移転により、現在でも多くの寺社が立地し、地域と寺社の結びつきが強く、寺町として発展してきました。参道など寺社特有の奥行きを感じさせる佇まいと、山門や鳥居、本堂など歴史を感じさせる数多くの建造物、境内の豊かな緑が相まって、閑静で落ち着きのある寺町の景観を形成しています。このような地域の個性を大切にし、寺社と結びついたまちの趣を継承していきます。



寺社の多い向丘、千駄木、本駒込

基本方針4：文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める

①幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上に、文京区都市マスターPLANにおいて位置付けられた、区内外及び拠点相互を連絡する主要幹線道路や生活幹線道路があります。これらの幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。街路樹や街路灯の設置、道路舗装、沿道敷地内の植栽などにより、統一感を持たせた快適で潤いのある景観の形成を図ります。



都市の骨格を形成する幹線道路
(白山通り 白山)

②アイストップを望む眺望を大切にした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。こうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物、街路樹の縁などが、通りの景観を特徴付けています。このような眺望を大切にし、地域の個性を生かした景観をつくります。

③沿道の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路沿いでは、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観や、賑わいのある商店街の景観など、様々な景観を見ることができます。また、幹線道路では、後背の住宅地等の遠方からも沿道の建築物が見えるなど、沿道に建つ建築物が重要な要素となっています。沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。



落ち着いた色彩の建物が並ぶ幹線道路
(本郷通り 本駒込)

④主要な橋梁や交差点を魅力的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR 山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR 駅につながる交差点や神田川に架かる橋梁が、区内外をつなぐゲート的な空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史・文化をイメージさせるものもあります。このような橋梁や交差点において、魅力的な景観を形成することにより、区の骨格の印象を高めます。

⑤水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、文京区に残された唯一の水の流れであり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持するとともに、さらに高めていきます。



水面に映る岸の並木（関口）

⑥大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史・文化的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまとまりが多くあります。また、神田川は、面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場所です。このような水と緑の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

基本方針5：拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる

①駅などを核とした賑わいのある拠点景観の形成を図る

文京区都市マスタープランでは、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに拠点を配置しています。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。これらの拠点は多くの人々の活動や生活の中心となっており、活力に満ちています。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また楽しく回遊できるように工夫することなどにより、拠点の特性を生かした、賑わいのある景観形成を図ります。



地域拠点（春日）

②記憶に残る拠点ならではのまちかど景観を創出する

拠点となる地区では、観覧車等の施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えていています。また、ポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたモニュメントなども、個性的なまちかどを演出しています。拠点となる都市的な空間では、拠点ならではのまちかど景観を創出します。



花で飾られたまちかど（本郷）

基本方針6：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

①大名庭園等の緑のまとまりを継承し、落ち着きと潤いのある景観の形成を図る

区内には、小石川後楽園や六義園などの江戸時代につくられた大名庭園や、斜面地の豊かな樹林を利用した大名屋敷跡地の公園や大学など、大規模な緑のまとまりが数多く残されています。このような江戸時代から長い年月をかけて形成されてきた緑のまとまりは、湧水を用いた池などと相まって、区の豊かな自然を感じさせ、周辺に潤いを与えているとともに、区を特徴付ける要素となっています。これを次世代へと継承しながら、庭園周辺に波及させ、周辺建物等を調和させることにより、落ち着きと潤いのある景観の形成を図ります。



東京大学の三四郎池（本郷）

②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨するとともに、敷地内の緑や街路樹など、様々な緑の連続性を創出することにより、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっていたり、アイストップになっているなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。



地域のシンボルとなっている椋の老樹
(小石川)

④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まち中でだれもが気軽に訪れることができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めていきます。

基本方針7：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

①人々が交流できる空間を創出する

公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの場など、人々が交流できる空間を創出することにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

②生活感が感じられ、生き生きとした景観をつくる

住宅地では、それぞれの敷地を利用して、樹木や草花、鉢植えなどをしつらえ、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした取組は、潤いを感じることができるだけでなく、水やり等手入れをしている様子から、日ごろの生活感を感じることができ、通りを歩く人の心を和めます。また、人と人との交流が生まれるきっかけにもなります。このような区民等一人ひとりの小さな工夫や継続的な取組による景観づくりを支援し、生き生きとした景観をつくります。



生活感が感じられる草木や鉢植え（根津）

基本方針8：地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

①地域の個性を尊重し、愛着や誇りを持つ環境を整える

坂道や歴史・文化的資産、緑のまつりなど、多様な景観特性を生かした景観形成を行っていくためには、建築物や屋外広告物、道路などの景観を構成する要素を単体として捉えるだけでなく、周辺の景観に十分に配慮したものとすることが重要です。区民等・建築行為等を行う事業者・区が協働して、これらの要素を地域の個性を尊重しながらつくっていくことにより、地域に愛着や誇りを持つ環境が整えられるとともに、区内全域の景観の質の向上を図ります。

②調和のとれた市街地景観をつくる

上空に張り巡らされた電線や林立する電柱、地下鉄駅周辺の放置自転車などは、まちの景観を損なうものとなっています。また、個人の敷地内に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分については、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものといえます。まちの景観を雑然としたものにしないよう配慮することにより、調和のとれた市街地景観をつくります。

③道行く人が心地良さを感じる空間をつくる

道路に面する敷地内の空地等は、道行く人にとって最も身近な空間です。床仕上げを周辺に配慮したものとしたり、植栽をするなどの工夫により、道行く人が心地良さを感じる景観の形成を図ります。



(後楽)